

第四十六回国会 社会労働委員会 議 録 第四十八号

昭和三十九年五月二十八日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 井村 重雄君 理事 小沢 辰男君

理事 龜山 孝一君 理事 田中 正巳君

理事 河野 正君 理事 小林 進君

理事 長谷川 保君

伊東 正義君

大坪 保雄君

坂村 吉正君

中野 四郎君

西村 英一君

松山千恵子君

渡邊 良夫君

大原 亨君

八木 一男君

山田 耻目君

本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 小林 武治君

出席政府委員

(厚生事務官) 梅本 純正君

(大臣官房長) 牛丸 義留君

(厚生事務官) 黒木 利克君

(児童局長) 山本 正淑君

(厚生事務官) 山本 正淑君

委員外の出席者

厚生事務官 曾根田郁夫君

(年金局長) 曾根田郁夫君

専門員 安中 忠雄君

本日の会議に付した案件
重度精神薄弱児扶養手当法案(内閣提出第一二二号)

○田口委員長 これより会議を開きます。

○西岡委員 議事運営について。社会労働委員会がいままで——私も何回か出席していないというところは深く反省いたしまして、その上に立ちまして、今後の議事運営について要望したいと思ひます。

と申しますのは、十時に開会という場合に、たいがい、四十分、一時間、ひどいときにはいつまで待っても開かれないという状態がほとんどでございます。したがって、今後——いままでの習慣から申しまして、十時きつちりというところは当然無理だと思ひます。ですから、ある程度の時間を切りまして、それまでに成立しない場合は、その日は散会ということにしていただきませんと、するするべつたりになりまして、非常にいろんな点で、勉強をする時間もございますし、ほかの委員会との関係もございまして、善処されんことを要望いたします。

○田口委員長 ただいま西岡委員の要望に對しましては、できるだけ十時に開会するというところにしましては、委員長も委員各位もひとつ一段と御努力をお願いしたいと思います。しかし何かの事情で、ある時間どうしても開会が

できない、こういう事情に立ち至った場合に委員会をどうするかということにつきましては、西岡君の御意見に直ちに賛同するわけにもいかないもので、なるべく十時にきちっと開く、そういうことにお互いに努力したいと思ひます。

○西岡委員 むろん十時きつちりということは、交通事情その他で、私自身も無理な点がございまして、したがって、三十分とか四十分というふうなことで、それ以上の場合には、やはりある程度のけじめをつけていただきたいということでございます。

○田口委員長 ひとつなるべく十時に開会ができるように、委員諸君の御努力をお願いいたします。

○橋本(龍)委員 関連して。ついでに西岡君に引き続いてお願いいたしますけれども、先日から野党の方々の質問の中で、非常にダブッてゐる面がございまして、これも質疑の妨害と言つては非常に失礼ですけれども、同じことはたいてい一ぺん聞けば済むと思ひますので、よほどの重要案件でない限り、野党側も一人が聞かれたことは、それで終了にしていただきたい、このことをお願いいたします。

○田口委員長 内閣提出の重度精神薄弱児扶養手当法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。八木一男君。

○八木(一)委員 重度精神薄弱児扶養手当法案に關しまして、厚生大臣並びに政

府委員に御質問申し上げたいと思ひます。

精神薄弱の問題が非常に重大な問題であることは申すまでもございませぬ。いままでは政府の施策が非常に乏しくて不十分であるということでございます。いたしましたけれども、それについてどのような法案を出されたことの契機は、水上勉さんの「拝啓池田総理大臣殿」というところから発したように承っております。このように世の中の正しい要望を取り上げることにはけっこうでございますけれども、そのような要望が国民から出るまでに、政府としてはあらゆる施策を充実していかなければ、ほんとうの責任を果たしたことはならないと私は思ふのであります。いままでは、精神薄弱の問題について非常に乏しかった厚生行政について、どのように考えておられるか、厚生大臣から伺いたいと思ひます。

○小林國務大臣 いまのお尋ねであります。精神薄弱児問題についての施策が非常に不十分であった、こういうことは十分反省もし、また私どもは昨日も申し上げたのでありますが、今度こういう問題を当面の課題として取り上げたのは、必ずしもあの手紙によって政府が動いたということではなくて、従前からこういうことの必要を認めておった。そこにたまたまああいう申し出があったということでありまして、前からその必要を認めておったということには特に申し上げておきたいのでございます。特に私自身といたしまして

も、実は厚生省に参る前からいろいろの機会にこの問題に接触をいたしました。この点においてはほとんど何もしておらぬ、こういうことについて非常に不満を持っておったのであります。とにかくこの内容につきましては昨日もいろいろ御不満が述べられておるのであります。一つのが前回のきつかけとしてこの施策が十分に拡充されていくように希望しておるものであります。

○八木(一)委員 ただいまの御答弁のようなことでこの法案は出されたわけでございますが、このような所得保障あるいはそれに類するものを出される以前に、それと同様に、あるいはそれ以上に精神薄弱対策について大事なものがあつたということについて十分にお考えであらうかと思ひますが、どういふ点について施策を充実していかなければならぬという決心をお持ちか、ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○黒木政府委員 昨日も申し上げましたように、精神薄弱児に対する施策につきましては従来は施設に收容をして保護するといふ施策をやつてまいつておつたのであります。軽度、中度の精神薄弱児に對しましてはすでに全果的に施設がございまして、最近におきましてはその内容を職業授産的なものにまで発展せしめておるわけでございます。残された重度の問題につきまして收容施設をどうしたらいいか、単独の收容施設をつくつた方がいいかあるいは既存の施設を活用して総合的に運営してい

たがいか、まだ各国も方針をきめていないようでございます。わが国でもいろいろなことを試みたわけでございますが、結局両建てでいく以外になかろうというところになりまして、実は一昨年からの単独の重症の施設と既存の施設に併設をするという二本建てでまいておられます。なお親の立場からどうしても子供と一緒に生活をしたというふうな人たちがおりますので、在宅の精薄児対策あるいは在宅の重症の精薄児対策につきましてもだんだん手を伸ばしてまいりまして、親の会たる育成会に対して国から補助金を出しまして、在宅の精薄児のいろいろお世話をしてきたわけでございますが、これも継続して強化してまいりたいと思っております。そうして今回は特に重症の精薄児に対して手当制度を始めるということに相なった次第でございます。

○八木(一)委員 昨日の御答弁にあっては、ではないかと思っておりますが、私は建設委員会の質問に参っておりますので伺っておりますが、いまの御答弁の前に、このような精薄者が出る原因の探求をもっと精密にし、その結果に基づいて母性に対する、あるいは妊娠分べん、そういうことに関することについて万全の措置をして、精薄者が出ないようにする、それがまず第一のことだろうと思つて。そのほかいまおっしゃったように施設に入れ、あるいは在宅で精薄者の人ができる限り普通の能力を持てる人と似たような状態である程度の働きをして生活ができるというところまで持っていくことが大切でなかろうかと思つて。このよう

研究をする施設、人員、そういうものを確保し、これに基づいてまた母性の保健の対策をしつかりするということ——施設はいま大体完備したようなことを言っておられますけれども、絶対量が少ないことは明らかであります。そういう施設の絶対量を引き上げて、施設なりあるいは在宅指導をする人員の確保、その人たちの指導能力の向上というふうなことをやってそれを万全にしていかなければならないと思うのでございます。御答弁が少し欠けておりましたので、そういう点についても完全にやっていかれる所存かどうか承りたいのであります。

○黒木政府委員 精神薄弱児の発生原因の研究と予防対策につきましては、昨日も伊藤委員の御質問に対して詳細にお答え申し上げたのでありますが、国としては国立精神衛生研究所に精神薄弱部を設けて、これが研究に、まづとめてきたのであります。最近におきまして精神薄弱の発生原因とその予防対策という研究結果をまとめたものを発表いたしております。厚生省もこれを採用いたしまして、それぞれ施設をやっておりますのでありますが、なお研究につきましましては精神薄弱児を含めまして、異常児の発生原因を研究するために、全国の優秀な学者を動員いたしまして研究班をつくつてもらひまして、厚生省から研究費を助成いたしましていろいろな研究をしておるのでありますが、きょうの新聞に出ておりましたように、フェニールケトン尿症の問題につきましましては、昨日研究報告がございましたので、行政的な措置をさそくいま打ちつたところでございます。その他国立の秩父学園

に臨床に基づく精薄児の発生原因の研究をやるために調査課がございまして、ここでもかなり成果をあげておるわけでありまして。

それから脳性麻痺の研究につきましましては、東京小児療育病院に脳性小児麻痺の研究センターがございまして、これも研究を始めておりますから、国からも積極的に援助してまいりたいというふうなことで、研究につきましましては一応の体制ができておるのであります。が、しかしまだまだ不十分でありますから、さらに強化してまいりたいと思ひます。これに基づいて対策につきましましては、遺伝の問題につきましましては、これに優生保護の問題になりまして、そういうことでいろいろな措置をとりたい。それから胎生時の障害、それから出産時の障害、出産後の障害それぞれにつきましましていろいろ対策を講じておるのであります。従来これがばらばらでございまして、先ほど申しましたように、中央児童福祉審議会に諮問いたしまして、一元的に総合的な対策についての答申を求めておるのであります。が、いづれ母子保健法的なものの立案が必要であらうという答申を受けらるうと思ひますが、それに基づいて必要なる立法措置なり行政措置を準備してまいりたい、かように考えております。

○八木(一)委員 いま精薄全体の問題についていささかの質疑応答をいたしました。が、これについては昨日伊藤委員から相当の分量の御質問があつたので、すし、また後に長谷川委員その他から御質問があると思ひますので、その点は本日は私は保留いたしまして、所得保障の關係について、この問

題を伺つてまいりたいと考えております。

重度精神薄弱児扶養手当というものが出来たけれども、ここですぐ気がつくことは、精神薄弱児の親に激励手当というふうな意味の手当法案が出た。それ自体は悪くありません。しかしながら所得保障という観点に立てば、親の扶養を受けているもの以上に自分が支出しなければならぬ年齢に達している重度の精神薄弱児、あるいはすべての精神薄弱児、この所得保障について考えていくのがまず先であろう。同時にでもちろん差しつかえありませんが、このような精神薄弱者の所得保障について一切手をつけないことは非常に欠陥であらうと思ひます。その点について小林厚生大臣の考えを伺つておきたい。

○小林厚生大臣 手をつけたのであけではございません。手をつけたのであります。が、これはこの審議を願ひするに至らなかつた、こういうことで、私はやはり子供の問題と同時に、あるいはそれ以前にもいふことはいたさなければならぬ問題であらう、かように考えておりますが、遺憾ながらまだお願いをするような段階になつておりません。

○八木(一)委員 どういう方法で手をつけようと思つたかを伺つておきたいと思ひます。

○小林厚生大臣 私は昨日もお答えしたのでありますが、私が最初考えたのは、要するに障害福祉年金でひとつやれないか、こういうことでいろいろ相談をしたのでありますが、何かいろいろ議論がありまして、保険事故にはしがたいというふうな議論があつて、や

むなく私はこの法律を出す前に重度心身障害者、こういうことでいまの手当等の方策を講じたい、かように考えたのでございますが、それがだんだん削られて、これだけになつてしまつたということでありまして。

○八木(一)委員 保険事故というふうな妙な議論があつたのは、厚生省内で、それとも内閣全体の中ですか。厚生省と大蔵省の關係ですか。

○小林厚生大臣 いま私が主として相談したのは厚生省内、厚生省内はむしろ外部のそういういろいろの理論を持つておられる、すなわち外部の理論がこうであるというふうなことが厚生省内でも議論された、こういうことであります。

○八木(一)委員 外部というのはおもにどこですか。

○小林厚生大臣 外部というのは、厚生省外の学者その他の者のことと考えております。

○八木(一)委員 外部というのは参考にされたのでしようけれども、そういうことを参考にするというならば、一番權威のある機関は社会保障制度審議会であつてはならない。私も社会保障制度審議会の委員の一員でありますけれども、いまだそのことについて正式に厚生省から御相談にあつたことはいけません。權威のない外部のい

いかげんな意見で支配されるような厚生省の研究の態度はよくないと思つて。厚生大臣もそうお思ひになつてと思つて。その点について……

○小林厚生大臣 いまここで、そういう御議論を聞くことはけっこうだと思ひます。

○八木(一)委員 そこで、私は年金局

な人間のことばでブレーキをかける。国民に対する反逆です、そんなことばを考え出したということは、厚生省がそういうことを言っておるもとは、いわゆるわけのわからない社会保険学者がそういうことを言っておる。そんなことは社会保険学者がうわごとを言っておるだけの話で、社会保障制度審議会が答申や勧告をしたわけでもなんでもない。そういうような表向きの権威みたいなものでは、ほんとうは社会保障の進展にじやまになるような議論に支配されることはない。そういう意味では国民年金法は抛出年金、福祉年金

ともに所得保障の必要なものに必ず支給するという方面に向かって急速に前進しなければならぬ。この精薄の問題を取り上げられたときに、大臣は初めその全部について御理解が完全に、十二分じゃなくて、この福祉年金でというお考えを持っても、さらに前進的に拠出年金へ入れましょう、保険事故という意見を、そういうようなつもらないものをここに撤廃して、必要な人に必要な給付を受けさせるために拠出年金に入れましょうということを進言するのがあたりまえだ。しかも大臣が福祉年金に入れようというのをさらにブレイキをかける、そういう態度ではいけないと思う。今後そういう態度を

改められて、大臣を前向きに積極的に補佐するという必要があらうと思う。これは年金局長に言わなければならない。年金局長を至急呼んでください。そういう点で年金局はいままでの誤った概念を完全に払拭して、大臣を十二分に補佐をして、こういう問題について対処をしなければならないと思いますが、大臣に御質問申し上げます。局

長がいらないので、かわりに課長がいまままでのことを完全に改心をするかどうか、それから改心をした立場に立って推進をし、大臣を補佐申し上げるかどうか、はつきりとお答えを願いたい。

○小林国務大臣 私はあまり率直にものを申し上げて恐縮でございますが、私どもは中で十分に議論を尽くさなければならぬ、こういう制度をつくるには、私はそういう希望を持っておたが、話し合いの上で、私も一応省内の意見としてはそれに統一した、こういうことでございます。しかし私は今後に望みを持っております。また今度独立の法を出したのも、いま申すような成年以上の者も何とか制度の対象にしたい、こういうことで、中には省内では児童扶養手当法の中に入れてほしい、この程度のものであればそれでいいという議論があったのであります。が、それはそれだけで終わってしまふ心配がある。したがってまた身体障害の重度の子供も入れたいし、また成年者の精進者も入れたい。こういうような大きな希望を持っておるので、その火種と申してはどうでありますか、そういうものでもって一応出発したい、こういうことであります。このところは私は省内の意見をさようにまとめた、こういうことであります。いま八木さんの御意見は十分に参照いたしたい、かように思います。

○八木(一)委員 年金局長はまだですか。年金と関連が非常に多いので、最高責任者の大臣はおられるけれども、やっぱり技術的な点になると事務局のほうの責任者を……。

○田口委員長 いま強く要求していま

○八木(二)委員 大臣の御答弁は事務局をカバーせられ、大臣の責任を明確にされて、前向きな考え方で努力をするというのを言われておる。この点非常にけっこうだと思ふわけです。しかし賢明な大臣でございませうけれども、さっき言ったような保険事故という俗論がすいぶん多いので、それから権威者といわれる方にそういう俗論を吐いておる連中が多いので、しばしば牽制されると思ふので、なお詰めて、大臣にひとつこの問題について私見を、くどいようですけれども、もう一回申し上げて、御勘考を願いたい。前にも年金法のとくに申し上げましたからもうそんなにくどくは申し上げませんけれども、とにかく憲法第二十五条第一項で、健康で文化的な最低生活を保証するということ、これはもうゆるがせにできない、完全にこれをやらなければならぬ大前提であります。第二項はそれを受けて、社会福祉、社会保険を推進するということになっているのであつて、社会保険を推進するという文言は一つも憲法に載っていない。社会保険を進めるために、いままで過渡的に社会保険システムがとられておる。第一義的に社会保険を進めるために、その具体的な方法として社会保険システムがとられたのが、それがちやうど下克上になつて、いまの社会保険というものが大事なものといたして、いままでの厚生行政では間違つた空気が蔓延しているわけです。それはあくまでも間違いであつて、国民年金法やこの法案に関連してだけであつて、すべての点で、まず社会保険、その方法として社会保険をとっているものであるから、社会保険は社会保障の精

神に従つて、具体的に申し上げますれば給付が必要な人に給付が完全に無条件でいくという方向、保険料を幾ら払つたとか、払つてないとか、いつごろ、保険料を払つてない時期に事故があつたとか、そういうことは一切抜きにして、給付が必要な人に必要な給付が無条件で迅速にすぐにく。全部がそういふかたちにしよう、それに向かつてどんどんと邁進をしていくというふうにしていただかなければならぬと思ふわけです。

そこで、ここにこの問題に関連してまいりますと、たとえば障害の問題については国民年金法の拠出年金のほうでは、とにかく拠出年金に入つてからの事故という概念に立つておる。ところがこれはあくまでも国民年金法であつて、あとで間違つた規定があるにしても、国民年金法であつて保険法じゃない。社会保険というものは国民年金法でありまうから、それから後の障害にしか支給しないという制度は非常に間違ひなんです。いままで間違つたはかの制度を横すべりにして持つてきているためにこういう間違ひが起つてきていると思ふ。これはすべての面で改組していかなければなりません。特に国民の給付の面においてこれをまづ先に改善していかなければならない。そこでとにかく事故という概念は法律に使つてあるかどうか、私ちよつといふ忘れましたけれども、概念にあつたとして、保険事故という概念ではなしに、給付が必要な状態に給付をするという概念にこれを変えます。変えまうれば一切が解決がつくわけです。解決がついて、救われるのは一番気の毒な人が救われるわけです。

ほんとうに両眼が見えないとか両足がだめだとか、そういう人たちが救われるわけです。ですから金持ちに給付をするような変り方ではなしに、一番気の毒な、救いたないけれども現行法上の体系で救えない人が救えるわけですから、そういう概念にぜひ大臣は厚生行政の全体が切りかわつていくように御命令になつて、そしてそれをなまけないように御指導になつて、推進していただきたいと思ふのですが、大臣のお考えをもう一回——大体非常に前向きのお考えを持っておられますが、御決心を伺つておきたいと思ひます。

○小林国務大臣 これはこの席でも幾度も申し上げたのでありますが、社会保険というものは保険とは違ふ、こういうことはお話しのとおりであります。日本はその十分な財源を持たないから、それを併用していま制度ができて上がつておる。国庫負担なり国庫補助がふえてまいるということがいまの問題の解決になるので、たとえば国保のごときも三割以上と、こういうふうにしておる、国民年金も三割の補助をしておる、この負担がどんどんふえていけば、要するに社会保険の実現になる、こういうことであります。いまの国庫負担をふやすというところとはお話しのような方向にいく一つの道である、こういうふうな考へておられます。もし十分な財源があれば、お話しのような方向に理想として向かうべきものである、こういうふうな考へておられます。

○八木(一)委員 大臣の御答弁、大分分けてこつたんですが、聡明な大臣にしては、私のお伺ひ由し上げたこととちよつと食い違つておるわけです。と

いうのは、財源の問題はちろん社会保険全体を進める意味において必要であります。それから特にそのひずみを直す点に、国庫負担を入れてひずみを直すという方法もけっこうでありまう。その前に、概念の問題でございまして、いまの制度の考へ方で、保険事故という考へ方があるために、国の行政としても、支給しなければならぬ対象の一番密度が深いものと思われながら、そういう制度のためにこれにブレイキがかつておる。もちろん国庫負担はどんどんふやして、大臣がおっしゃるやうにやつていただきたいが、ひずみを直していただくために、保険事故ということばの概念じゃなしに入っている人がその給付を受けるような事故を負つたというやうな意味と解釈して間違ひないと思ひますが、保険ということじゃなくて、それを抜きにして、給付を受けるやうな状態になつた者に給付をするという概念に切りかえることによって、一番気の毒な人が救われるということになるわけです。それはもちろん財源が必要なんです。しかし総体的な制度を非常に大幅に前進するに比したら、この費用は微々たる費用です。それからまたその費用をたてればいまの費用の中でやり繰りをしてある程度はできるものなんです。やはりそれだけ金がかかる穴をあくじゃないかといへば、いまの制度で気の毒な人を救ひ上げるぐらゐのものは、小林厚生大臣の政治力をもつてすれば来年度は一べんに解決がつく、大蔵大臣がよっぽど気遣ひでもない限り、解決がつくという問題だらうと思

ます。またしかし、保険料に比例してに申し上げております。課長も聞かれ

に申し上げております。課長も聞かれ

れが再来年になろうとも、一年でも問

であるが、これはこれからの論議の問題であります。成年に達した精薄者に

の御答弁を一言漏らさず聞いておられ
たと思います。大臣を補佐して、それ

が完全になるように十二分の補佐をするという覚悟をひとつはつきり明確にしておいてもらいたいと思います。

○山本(正)政府委員 いま伺います。問題は相当あると思いますので、なお十二分に研究をいたさなければならぬ面があることは先生もおわかりであると思います。もちろん大臣の御意向に従ひまして最善の努力をいたしたいと思ひます。

○八木(一)委員 問題はあろうと思ひます。問題は、問題というものは世の中の無理難題のやつとか、全然わけのわからぬくだらぬ理論を立てるそういう連中があるだけの話で、それ以外問題はありません。ごく問題はないのです。ほんとうに問題はないのです。

その次に、いまの、もし障害福祉年金を支給するとするならば、内部障害について規定されたあのような規定じゃぐあいが悪いわけですね。内科の結核その他胸部疾患に基づく障害という書き方をしているわけですね。そういう書き方をしているから疾病に基づかない障害は入らない。それは入れないつもりであらうな書き方をしたのか。そういうことになったらゆゆしき問題だし、ああいう妙な表現を使わずしてこれは障害が起った時点でものを書くといひのです。原因だとか、いつだとか、保険事故の考え方もそうですね。いつ発生したとかどういふ原因だといふような書き方をしないで、所得保障というものは現在そういう労働能力を喪失して所得が少ないから困ることに対処する問題ですから、現在の時点で書けばいい。その原因で書くからそういう問題が入ってこない。そういうことで大臣、何といひ

ますか事務当局のほうは、ものを書くときに昔の既成概念にとらわれるおそれがありますので、とにかく社会保障の概念に従って、労働能力、所得能力を失った、あるいはなくなつた、あるいは減少した、そういう問題について給付をするというふうな、そういう社会保障の線から見た書き方をしたい。ただききたいと思ひます。それを原因が幾つかといふような考え方に準拠してやっておると抜けが起るわけですね。そういう点で今度は法律が内部障害が少し前進したのはいいですが、そういう書き方で書くチェックをされますから、書き方を変えるなり、変えないで精進を入れるとしたら、並びに精神薄弱者については、昔病気であったとか何とかいふことは一切言わない、そういうことも書く、きつぱりした規定のように御検討願ひたいと思ひます。とにかくいまの福祉年金は昔の病気に基づいたといふ妙な概念に墮しているために精神薄弱者が入らない。前の保険事故の問題と同様にそういうものが入らないといふように私ども理解しておるわけですね。こまごま変なことを申し上げましたけれども、大臣、そういう点で精神薄弱者がいま言った対策で福祉年金へ入れるというふうな方針にしなりましたときに、そういうふうなことでまたチェックされるわけですね。で、現在の状態、現在の所得能力喪失状態といふ概念でぜひやっていただきたいといふふうにお願ひいたしたいと思ひます。大臣のお考えを承りたい。

○小林国務大臣 国民年金法に、内部疾患による障害を福祉年金の対象にしますのは、これはまあ国会で前々から附帯決議でそういうことをお書きになつた、これを実行に移した、こういうわけでありまして、あの中には、私は今度逆に質問申し上げて恐縮ですが、精神薄弱者はどういふふうにお考えになつておったかということですね。

○八木(一)委員 精神薄弱者は私はあの中にぜひ入れるべきだと思ひます。内部疾患に基づくといふそういうことばの遊戯をされてしまつておるからぐあいが悪いので、国会の論議は内部障害、内部疾患に基づくといふような決議はしていないわけですね。目が見えない、足がとれていない、手が無いといふのは外部から見える外部障害、内部障害に對して障害年金を適用しようといふのが国会の決議です。それを政府が出してこられたときには、内部疾患に基づく障害とされたので、精神薄弱は疾患じゃないといふことで抜けてしまふ。そういうことばの使い方が間違つておる。

現象でいま障害があるから労働能力が少なくて所得能力が少ない、だから所得保障をしなればならないといふことばはむしろ概念に立てばそういうものがはきつたわけにはないわけですね。それをそういう変なことをやっているわけでしょう。ですから今度は精神薄弱福祉年金に入れるようにぜひしていただきたい。

○小林国務大臣 これは重ねてのお尋ねでたいへん恐縮ですが、あの決議をされたときに精神薄弱も含まれる、こういう意味で——私は当時の事情を役所で聞けばわかりますが、それはいま聞かないで恐縮ですがあなたにお聞きするのですが、そういうものは当然入る、こういうおつもりで決議されたかどうかというところをお聞きするわけですね。

○八木(一)委員 内部障害、精神薄弱も含める、内部障害全体が含まれるといふことで決議をしたと私ははつきり確認をいたしておきたいと思ひます。附帯決議案をつくらうときには、同僚の熱心な方と一緒に私も参加をしておりますので、それははつきり責任を担つて申し上げられるわけですね。

○山本(正)政府委員 ただいまの八木先生のお話でございしますが、精神障害となつておりました、原因は入つておりましたから誤解のないようにお願いしたいと思ひます。ただ結核性疾患の場合は呼吸器だけに障害原因が限定されておりました、全部に広がっておりませんから、これに基づくことありまして、それが全部に広がりました原因といふものは全部なくなりますので、そういうふうな法律の構成になつておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○八木(一)委員 そういうことでしたわけにございまして。しかしいま厚生大臣とお話をいたしましたことは、本質の問題と一切の問題関係ありませんで、厚生大臣がいま私に意見を聞いていただいた点は、国会の意思は内部の障害全体に障害福祉年金を適用すべしといふつもりで決議をされているわけにございまして、国会の決議を尊重されて、それをもとにして実現していただくようにぜひお願いをいたしたいと思ひます。

それではさらに質問を進めたいと思ひます。今度はこの法律の中に入りたと思ひますが、まず第一に金額の点です。月一千元といふことで支給される。これはどういう意味で一千元に

なつたのか。私の考え方では、少なくともこういうものは年金法と別なワケで——これは年齢がこういう若いときですから、本人じゃなしに親に支給されるということになるから、別な法律をつくられたのはこの時点においていたし方なかつたと思うのですが、やはり金額は当然一級障害の千八百円に合致して出されるべきであつたと思うのですが、いかがですか。

○黒木政府委員 実は先ほど申しましたように、この法案の最初の段階ではおとなも含むために社会局で要求したのでありますが、当時社会局では障害福祉年金の千八百円というものをめどにいたしまして、単価を要求したのであります。しかし子供だけといふことになりまして、児童局がそれを引き継いだわけでありまして。実は私どものほうでは、先ほど来のことと関係がございまして、児童局としての立場を申し上げますが、児童局では、児童の關係では児童手当といふものを社会保障の本筋のもの、本格的なものと考へましてその準備をいたしておるわけでありまして。したがってこの重度精神薄弱の手当法案といふものも、児童手当ができましたならばその際これを吸収する、児童手当ができるまでの間の緊急性に基づく過渡的な措置だといふようなことで考へておるわけにございまして。ところが、従来の児童手当の先行的なものとしては、児童扶養手当といふようなものがございまして。これの単価が千円でございまして、これとの均衡をとるといふ意味で実は千円になつたといふようないきさつでございまして。

それから先ほど八木先生の御意見承

りましたが、精神者の問題について将来国民年金に入れたがいかな、あるいは児童手当の中で、精神年齢は児童でございいますから、この精神者も吸収していったがいかな、これはいろいろ考え方があるわけでございまして、現在のところでは、児童局としては、児童手当というものの中で精神者も精神年齢が児童だということで吸収ができるのではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○八木(一)委員 いまの後段のほうについてですが、精神者は精神年齢が児童だからというふうなことは、ことば上のひっかかりになるかもしれませんが、けれども、所得保障制度としてはやはり自分でも生活する年齢以上の者は、いまだゆるゆる制度が不十分ですが、それで完全に健康で文化的な生活ができる——所得能力は一番重度が少ないのですから、そういうたてまえでいかなければならぬ。児童手当という考え方はいくとも、あくまでも親の扶養がある。だからその一部分の手助けだというふうな考え方にならざるを得ない、その概念からして、それでは将来の発展性が少なくなるであらう、そういう点で児童局が熱心に考えておられることはけっこうであります。けっこうであるりますけれども、これは児童局の問題、年金局の問題というより、厚生省全体の問題であって、精神薄弱者が人間として、日本国民として健康で文化的な生活をするために、いま乏しい所得保障制度をこれから一生懸命やってほしいのです。そのルーツに乗るためにや合には適当ではないかと私は思う。そ

ういう点で、非常に熱心な人格者の両局長ですから、セクシヨナリズムの争いはないと思いますが、セクシヨナリズムの争いは一切捨てて、精神薄弱児の所得保障が完全にいくような方法でやっていただきたい。概念としてそうでございますし、いまの大蔵省の予算折衝、法律折衝のたてまえでいくと、ほんとに気の毒な問題を直視しないで、ほかの問題とのバランスを考えてとかいう悪いくせがあります。ですから、そうすると、あくまでも具体的に年金法にくっつけていかないと、金額の前進が減ると思います。そういう点について厚生大臣のお考えをひとつ伺っておきたいと思ひます。

○小林国務大臣 これは厚生省でそれぞれ検討の段階でありまして、これも私の個人的意見を申し上げれば、やはり生理年齢というものは絶対的なものでありますので、いまのような機制的なことではやってはいけな、すなわち成年者は成年者として扱うのがいいというふうに考えております。

○八木(一)委員 その次に先ほどの千八百円で御要求になった、これは至当だと思ひます。大蔵省あたりで児童手当に關連して過渡的になんというふうな、とにかく金を惜しむだけのへ理屈でやるといふことはけしからぬと思ひます。この問題について大蔵大臣の出席を求めてこの点についての理解の十分、そういう点について徹底的に追及をしたいというふうに思ふわけでありします。

社会労働委員長、大蔵大臣の出席をお願いいたします。きょうできなかったら次でもけっこうですけれども、とにかく要望申し上げておきます。

○田口委員長 後刻理事と相談いたします。

○八木(一)委員 そういふことでこれは児童という点よりも、常時介護を要するという理由でやっておられますね。そうなるかと非常に重度の、一級に当たるわけですが、身体障害の範疇それに属するといふ概念のほうはかかるか、に密接でなければならぬ。そういう点で千八百円という厚生省の要求は当然の要求であらうと思ふ。それをわけるのわからぬ理屈でただ値切るだけで千円にプレートをかけたという点は、大蔵省に非常に間違ひがあると思ふ。この間違ひを急速に正すように厚生大臣の全面的な御努力をお願いしたいと思ひますが、厚生大臣のお考えはいかがですか。

○小林国務大臣 これは私は政府部内のお話を多少申し上げておきたいのであります。実はこの問題は全然大蔵省は受け付けません。したがって何度かの事務折衝の間に、最初からほかの予算というものは幾ぶんずつ認めるものであります。これは最後まで全部ゼロであつたわけでありまして、それで明日予算をきめようという前に、私で田中大蔵大臣と直接折衝して、ようやくこれだけ大臣の非常にあたたいか、い考え方によつて特に認められた、こういう事情でありますので、あの際の事情としては、わずか三十分か一時間の間に幾つか残った問題を折衝して、そしてその中でこれができたというふうな——私どもとしては田中大蔵大臣の特別なお計らいでできたといふことで、非常に感謝をいたしておるのであります。この際金額の問題について、大蔵大臣も十分心得ておられます

ので、お責めになることは私としてはどうも申しわけないことでありまして、これができた、これからの含みも相当ありますので、私のおがまを申せばその問題だけで大蔵大臣をこどももっていろいろ仰せられることはどうかと私は考えるのであります。それでこの問題について大蔵大臣は非常に理解を持っておられるといふことも、特に申し上げておきたいと存じます。そういうことで金額は不足であり、大蔵大臣もこれでいいと思つておりません。その際、もっと申し上げれば、事務当局に非常な圧力を加えて、それじゃこの程度といふことでよくきまったといふ事情もあつたので、その辺の事情はひとつ御了解くださいまして、この際大蔵大臣をお責めになるということは、ひとつ私からお許しを願ひたい、こういうふうな存じます。

それだけにこの問題について大蔵大臣非常に責任を感じておられるのでありまして、八木委員の言われるような御期待に沿うような措置が漸次とられる、こういうふうに考えますので、御了承願ひます。

○八木(一)委員 この問題について厚生大臣が熱心に努力をされて、また大蔵大臣が非常にそれについて理解をされたといふ経過は、いまのお話で十分に理解いたしました。何といひますか、議会の野党と政府委員というふうな形では、私に關する限りはそういうことはしないようにしたいと思ひます。ただ大蔵大臣が主計局長その他うるさい連中にプレートをかけられないように、今後激励をするというふうな意味で質問を大蔵大臣にはしたいと思つておりますが、いまおっしゃった

ことは、私の義務じゃありませんけれども、腹を割つてのお話でございいますから、十分配慮して質問をしたいというふうに思ひます。

それからその次に、ここで公的年金については原則として併給しないようなことが書いてある。併給をしないというのには非常に間違ひだと思ふわけですが。ただし、技術的に原則として併給をしないというから、例外はあると思ふ。例外についてひとつ……

○黒木政府委員 この第四条のただし書きの場合でございまして、政令事項になります。現在考えておりますのは、母子福祉年金で現在廃疾の場合に年齢延長の取り扱いをいたしますが、精神薄弱児がこの範囲に取り入れられていないのであります。したがって、重度の精神薄弱児は廃疾の状態にありながら、十五歳に達した日の属する学年の末日で母子福祉年金加算の対象から除外されるのであります。十六歳になりますと、母子福祉年金の加算の対象から除外される。そこで母子福祉年金を受給している母親が従来その給付額の加算の対象となつておりました重度精神薄弱児の十五歳に達したときには、その加算の対象からはずされて、その給付の額がそれだけ減額されることとなります。これでは不合理だと思ひまして、こういう場合に特例を設けたのであります。この場合は母子福祉年金の場合のみならず、児童扶養手当の場合にも同じことが言えるのであります。国民年金法と児童扶養手当法のいま申しましたような場合を例外として併給をするというふうに考えておるのでございます。

○八木(一)委員 例外が非常にたくさん

をとめてしまふということでは、一番気の毒な精神薄弱児並びに扶養者にこの手当法案は何も役に立たない。少なくとも今度は、福祉年金との併給だけでもやらなければいけません。魂入れずで、一番気の毒な子供と親をばらばらしておくことになる。その点について厚生大臣のお考えを承りたいと思います。

○小林国務大臣 具体的問題につきまして、ひとつ局長からお答えいたさせていただきます。

○黒木政府委員 確かに先生のおっしゃったように、私たちも割り切れない感じを持っております。そこで、重度精神薄弱児の手当の性格を所得保障的なものではないのだ、何か別の知恵をしぼりたいと思ったのですけれども、要するに監護料的なものというところになりまして、結局は広い意味の所得保障になるのであります。同じように、老齢年金も障害年金も、所得保障的な同じような性格のものである。したがって、従来の原則に従って併給ができないのだということで、結局理論的にも行き詰まったのですが、そこで監護料と言いつつ一種のエンカレッジング・マネー、激励的なものだ、だから所得保障とは少し違うのだという理屈も考えられるのですが、エンカレッジング・マネーと言いつつ、結局そういう障害者の所得に関連があるのだから、やはり所得保障的なものではないかということで、これも結局は行き詰まってしまう今日の結果に至っております。ひとつ今後はさらに併給なり差額支給の問題なりで前進するために努力してみたいと思っております。

○八木(一)委員 エンカレッジング・マネーですか、鼓舞激励というもので、そういふ考えでいけば当然併給にしなければならぬ。所得保障の概念で言っても、そんな一級障害者の目が見えなくて、足がなくて、手がなくて、その子供が重度精神薄弱のときに、親に千八百円いってやるから千円をやれない。こんなことでは全然話にならない。自由民主党の先生方や社会党の同志や民主社会党の方も、そんなものはない。当然私も一生懸命やりたいと思うのですが、ここにおられる先生方全部、これは絶対に併給させなければならぬ。併給させないような法案であつたら、させるまで審議しなければならぬ。大蔵大臣も呼んできて、総理大臣も呼んできて、こんな結果を池田さんは知らないのか、知つたらすぐ直さなければならぬということと与党の方も言われると思うのです。当然修正になると思うのですが、修正になるときに大蔵省はまた金はどうとかいうとか言うだらうけれども、金額は少ないはずですから、そういう準備を事務当局は、委員の審議に便利なように、修正になるものとして確信を持って準備を進める。われわれはその資料を使つて総理大臣にもたせ、また大蔵省のわからずやもしかりつけて、これを進めるといふふりしたいと思ひますから、そういう点の準備を完全にしておいていただきたいと思ひます。

○黒木政府委員 実は先生の御意見を技術的に法律制度として考える場合には、年金の加算というか、そういうような重症の子供を持った場合の加算制度ということでも、解決ができること

でもあらうかと思ひます。そういう問題がありますから、私のほうでこの手の額の引き上げについては今後努力をしたい、あるいは併給や差額支給等についても努力をいたしたいと思ひますが、先ほど来大臣が申されますように経緯で、とにかくこういうことでスタートしたのでありますから、ひとつこれを種にしてこういう精神薄弱、精神者の所得保障について前進をしてまいりたい。いろいろな方法はあり得るわけですが、とにかくこういうことでスタートしたのでありますから、これを種にして、とにかく拡大、前進をはかつてまいりたいというふうに考えております。

○八木(一)委員 厚生大臣にお伺ひします。いま福祉年金だけのことを申し上げましたが、たとえば厚生年金もいまのところでは非常に金額が少くない。これから改正されようとしております金額もそう多くはない。それから船員保険その他もそうですから、当然それらの併給ということも考えなければならぬ。われわれは与党、野党あわせてここに修正しなければ、私は通すべきではない。もちろん、これはつぶしてはいけない法律です。断じて修正をして通すということにしたいわけですが、それとともに、話が一本にこし一〇〇%いかなくても、八五から九五くらいしかいかなくてもありましよう。そういう場合に、厚生大臣がこうした問題の併給、いま論議されたような問題について、来年度においてわれわれに苦勞をさせない、一ぺんに政府からこういう改正が出ましたというふうな努力をせよといたしたいと思ひます。厚生大臣のお考えを

伺いたいと思ひます。

○小林国務大臣 これは先ほど来申し上げましたように、もうわれわれの原案から非常な後退をした案でございますので、われわれの考え方はおわかりいただいております。したがういまして、とにかくこれをまず拠点として前進させたいということでありまして、当然、次の機会においては相当な前進をさせなければならぬ、そういう決心をいたしております。

○八木(一)委員 次に、それに関連して非常に重大な問題がございます。というのは、生活保護を受けている者が――私これを一通り読みましたが、ここをさがしてみますと特例の規定もございませんで、生活保護のほうの扱いを変えない限りにおいては、この手当を生活保護を受けている家庭で受けたときに、これだけでは収入認定をされるおそれがある。そういうことであつては断じてならぬのであつて、国民年金法の福祉年金のときに、生活保護のところが人たちが福祉年金をもらつて収入認定をされる。老人も障害者も、実際に入つてこないから生活が楽にならない。それではならぬではないかということで、時の総理大臣の岸信介さんと坂田道太さんに質問をして、当時はそこで確約をされて、少し時間がずれて生活保護法の老齢加算、母子加算、障害加算があつたものを少しやす、ないものを新設するという形で補てんを見た。その後、国民年金法の改正があるたびにそういうことについて対処をされた。それは、最初半年か一年ずれたことは非常に残念でしたが、その後そういうことになつたことはけつこうであります。

今度の場合、半年でも一年でもずれたらたいへんなことであつて、同時に、生活保護のほうについて同様の加算制度をつくつて、この重度精神薄弱児をかかえて一番生活が苦しい、貧しい家庭にこれと同じような趣旨の金が入つて、その親を鼓舞激励できる、そういうふうにしなければならぬと思うわけでありまして、それについて厚生大臣はどのように考えておられるのか、伺いたしたいと思います。

○牛丸政府委員 この金額に相応する分を生活保護の加算といたしまして収入認定をしない、この法律制定施行と同時にその方針でいきたいと思つております。

○八木(一)委員 社会局長の御答弁で非常に安心をいたしました。それは間違いないと思ひますが、絶対に同時に発足していただかなければならぬと思ひます。生活保護法において、この重度精神薄弱児をかかえておられる生活保護家庭に、これと同じ金額が入るような措置をこれの発足と同時に考えるということについての厚生大臣の責任のある、明白な御答弁を願ひたいと思ひます。

○小林国務大臣 社会局長の申したとおりいたします。

○八木(一)委員 非常に前向きでけつこうです。いま局長の御答弁と大臣の御答弁で非常に安心をいたしました。まず絶対に確実だと思ひますが、なおまた内閣総理大臣に御出席を願つて、がっちりさせるかもしれません。

引き続き御質問を申し上げます。支給制限についてでございますが、受給資格者が、前年度において十八万円をこえる所得を有したときには支給しない

ていくことがぜひ必要であらうと思うわけであります。それについて厚生大臣なり児童局長なりの御意見を聞かせ願いたいと思います。

○黒木政府委員 確かにお説のようでごさいます。本人のためのみならず、国家的に考えましても予防にしくはないのをごさいます。そこで、先ほども申し上げましたが、これにつきましても、原因もいろいろ探求をわが国でも、あるいは国際的にもやっておるわけでありますが、何よりも遺伝的な問題がありますので、これは今回も、婚前指導といいますが、行政的に未婚の男女に對しましてグループ分けをするというような行政施策も実は昨年から始めておるのでありますが、こういう意味の優生結婚と申しますか、そういうものを行政としてさらに進めてまいりたい。さらに、胎生児の問題がございまして、これにつきましても、妊娠した場合は登録制度、あるいは妊婦に對する保健指導につきましても、いろいろな施策をやりたいということ、実は保健所の行政では網の目が荒過ぎますから、最近保健行政を市町村におろしまして、母子健康センター等をつくりまして母子保健等の指導網を整備してまいりたい。これも実は数年前からやっておるところでございす。

それから、出産時の原因がもとで精薄児になるケースが非常に多いのであります。そういう場合は、施設分べんと申しますか、医師の立ち会いのもの分べんということが非常に必要になってまいります。そのために、先ほど申しました母子健康センターあるいは施設分べんというものについての施策

策をやっておるのをごさいます。

それから、出産後の問題で、特に新生児対策等につきましても必要であるというようなことでそれぞれの施策をやっておるのでありまして、従来もやっておりまして、ただ一貫性が欠けておる、ばらばらであったというやうなことで、何らかやは一つの体系にした方がいいというので、社会党でもお考えになっております。母子保健の単独立法をひとつ考えてもらいたいというやうなことで審議会に諮問をしておるのであります。事務局としてもいろいろ原案を整理いたしておるのであります。近い国会に御審議をお願いすることにいたしまして、それにふさわしい予算措置を講じてまいりたいと思っております。

○八木(一)委員 具体的な問題として、いまおっしゃったことみな大切だと思ひます。それとともに、妊娠時の母性に、たとえば乳製品その他良質のたん白質を無償で提供するというやうなこともぜひ進めていただきたいと思ひます。金のかかることになるとは

おいて、金のかからないことだけでお茶を濁すという行政が、方々で行なわれておることが多いわけです。金がかからないでも有効なことはもちろん、金がかかってもいかなければならない、一番大事なものは、金だけで判定される問題ではないと思ひますが、少なくとも金の問題、いろいろな問題で利益になるやうなものはぜひやっていただきたい。

この精薄予防対策についての予算は、大体完全なものはどのくらいおありになりますか。

○黒木政府委員 まず母子栄養の問題

で、低所得者の妊婦に對する栄養の支給は、この両三年の間予算要求をしておるのであります。ついに実現を見なかつたのであります。これは、諸外国におきましてもすでに戦後直ちに実施をして、かなりの成果をあげておるのであります。わが国におきましてもユニセフ・ミルクが支給されておりました。諸外国のこれにかわる制度をやっておるのであります。これが本年限り廃止になりますので、これにかわる制度もやらなくちゃならぬというやうなことで、明年度も予算獲得を努力してみたいと思ふのであります。従来のいろいろな経験にかんがみまして、低所得者に對しまして、母子栄養につきましても二重価格制と申しますか、そういうことも一案ではないかというところで、いまそういう案を作成中

でございす。

それから、母子栄養の關係は實現を見せんでしたが、その他の母子保健対策につきましても、この二、三年の間に数倍の増額を見ておるのであります。先ほども申しましたやうに、妊娠婦、乳幼児の登録制度もスタートしております。その他妊娠中毒症対策も一昨年から実を結んでおります。従来の妊娠婦の指導もさらに強化をしております。この総額は、いろいろ各分野にわたっておりますので、総計をしたものはまだ手元にごさいませんが、この二、三年特に重点を置きました。かなりの増額になっておるのでございす。特に、先ほど申しました母子保健法を立案するにふさわしい内容だけは、予算措置はすでにできておるわけでありまして、あとはこれを中心にしまして体系化すれば、一応か

こうがつくという段階にまできたというところであります。

○八木(一)委員 予算の絶対額の非常に少ないことは、少な過ぎることは申すまでもないと思ひます。そういう問題について、ぜひ十分なるものを急速に推進していただきたいと思ひます。厚生大臣のお考えを伺っておきたいと思ひます。

○小林國務大臣 予算も十分配慮しなければならぬと思ひますが、何しろやることが多過ぎまして、あれもこれもというところで、どうしてもそれだけの項目について思うやうにまいりませんが、必要なものはあくまでも要求する、こういう態度でいきたいと思ひます。

○八木(一)委員 いま申し上げたことは根本的な問題でして、国の政治が国民のために行なわれる。国民で健康な人がいろいろなことをするために、道を歩くのに都合がいいとか、何をすゝるのに都合がいいとか、いろいろなことが行なわれていくが、根本的に、人間が能力が少なくて生まれてくるというところが、一番重大な問題だと思ひます。それを、予算を非常に増加させることによって、精薄児として生まれるのが健康児として生まれてくる可能性があるわけですから、そういう問題について、ほかの問題があるからというやうなことでほととくことは許されな

い問題だと思ひます。厚生大臣はもちろん熱心にやられると思ひますが、これを大蔵省や何か、ほかの既定のいろいろなものと同じやうに考へて、予算を切るというやうなことは許されな

いと思ひます。また、切られるであらうというところで、原局が非常に憶病なものを

出すことも許されな

いと思ひます。そういう点について、いままでの考え方ではなしに、ほんとうにそれを完全に解決するといふ意味で、制度を確立するなり予算の裏づけをするなり、適進をしていただきたいと思ひます。

その次に、今度は施設の問題であります。施設についてはいろいろ処理いたしております。一つ一つ数字をあげることも必要だろ

うと思ひますが、ちょっとおなががついてまいりましたから抽象的に申し上げますが、とにかく絶対量が絶対に足りないと思ひます。各地にいろいろなもののできましておっしゃったけれども、世の中の精薄児で、施設に収容したならばさうにいろいろな点でよくなるだらうという数は、施設数よりもずっと多い。そういう施設が少くない。これは急速に解決をしなければならぬと思ひます。公立というものが多くなつておりますが、少なくとも一番モデルになるやうなものを国立で相当にたくさん建てて、また公立で各府県なり市町村でできるやうに、十分な手当てをすることとを急速にしなければならぬ。いまいうことは、数字で御説明を伺ったら出てきますけれども、少なくともこんなものじゃいけない。百倍から千倍くらいにしなければいけぬというふう

に思ひます。それとともに、重度精神薄弱者の保護手当てが、子供に對する一般的な施設が少な

いばかりに、重度の精薄施設が非常に少ない。そういう点で、そういう気の毒な人に対処している厚生省でありながら、行政自体は一番気の毒な人をはたらかしに

ておる。これは断じて改めていかなければならないと思ひます。施設について、これから施設を急速にふやす施策をどうしようかとていかれるか、具体的なものがあつたら知らしていただきたいと思ひます。

○黒木政府委員 確かに御指摘のように、重度の精神施設につきましてはまだ実施がおくられておるのであります。が、本年度から、実は従来の施設整備の補助金のやり方を改めまして、社会局、児童局の施設整備の補助金を一括いたしました。これが二十五億円余りになりました。その中で重度の精神施設には最優先権を与える。それから精神施設についても優先権を与える。

したが、いまして、県なりあるいは民間団体なりが設立したい場合には、それを認めないというのではないほど優先順位を与えるという運営を、ことしから実は始めたのでございます。したが、いまして、財務当局に言わしむれば、二十五億を全部精神対策に使つてもいいんだというぐらいの考えでその設置を奨励しているのではありませんが、残念ながら、県なり民間団体の設置の要望というものが、われわれが期待したほど実は本年度はなかったのでございます。いろいろ調べてみますと、やはり職員の確保の問題等で自信がないというふうなことがわかりましたので、昨年から職員の養成を心がけてまして、特に養成所までつくつておるわけでありまして、これはいささかどうなわ

りなつたのでありますけれども、この養成施設をさらに整備し、また要員の確保に努力をいたしまして、各地におきまして必要な施設が、希望すれば必ずできるように取り計らつてまいらる。

現在いろいろな年次計画等もつくつております。ただ、自治体が申請をいたしませんと私どものほうで命令設置ができませんものですから、結局は自治体なり民間団体にお願ひする以外にないのであります。が、それにしても国でやることにしまして、できるだけこれを整備してまいりたい。そこで、国立の秩父学園というのがございますが、これもひとつ本格的に整備をしていきたい。それから肢体不自由児の関係で整肢療養園という施設がございますが、これも本格的に整備してまいりたい。ということ、実はこの点について

おる大蔵省と大体の話合いがついておるのであります。来年度は国立でも相当な整備ができる、したがって自治体に対しては、それに右へならえさせまして、大いに奨励してまいりたいと思ひます。

○八木(一)委員 施設で働く人たちの教育といひますか、研究といひますか、そういうのは大体どのぐらいの年限が必要でございましょうか。

○黒木政府委員 これは特に医師なり看護婦なり、あるいは指導員なり保育士なり、いろいろな職種によつて違ひますが、主として保育士、看護婦、児童指導員というものが中心でございまして、それからそれについて申し上げますと、保育士につきましては、高等学校を出まして例の二年の養成課程の施設と、短期大学を指定いたしまして養成したておるのであります。今度私のはうでつくりました国立の養成機関は、主としてそういう保育士等の資格を持つておる人たちに一年なり訓練をしよう。現任訓練と言つて

おりますが、そういうことでございまして、それから児童指導員等は、主として大学を出た者あるいは大学の学部の者が中心でございまして、これは四年制の大学の者が現在中心になっております。それから看護婦につきましては、これは看護婦の養成所を出た者を予定しておりますから、大体三年でございまして、しかし、こういうような特殊な業務でございまして、先ほど申しました国立の養成機関あるいは現任訓練機関で、さらに半年なり一年訓練をするということを考へておる次第であります。

○八木(一)委員 そういたしますと、じつ々しいような思いもいたしますけれども、いまから一生懸命かかれば、どんなに少なくとも三年以内に新しい人が要員にできる、いろいろな点で、職種によつてはもっと短くてできるといふことになっておりますか。

○黒木政府委員 さようでございまして、

○八木(一)委員 大臣に御要請申し上げたいのですが、私は、直ちに施設に入る必要のある——精神薄弱児だけじゃありません、薄弱者全部を含んで、施設に入る必要のある人が全部入れるようにしなければいかぬ。ただ、施設でいろいろなことをしていた人がなければ、仏つゝつて魂入れずになりまして、そちらのほうが非常に少ないといふことを伺つておりますから、急速に養成していただかなければならぬ。そうすると、本格的に考えれば、三年以内にいろいろな施設に入る人は養成できるわけでありまして、三年間はつとくわけではなくて、来年も同じようにふやす、再来年も同じようにふ

やす、三年目には確実に確保できるといふ体制に持つていつていただかなければならぬ。いまから直ちにそういう考え方のもとに、たとえばいま御答弁中におつしやつたように、予算は取つておいても県や民間のほうで申請がないとできないというふうなことではないに、絶対にそれはできるといふ体制をつくつていただかなければならぬ。ですから、三年の間はいろいろ段階的に上る方法でもよろしゅうございまして、私はしろうとで三年と言ひましたが、ほかの方が言つたら二年とおつしやるかもしれないが、そういう施設で働いていただく方の養成できる時点で合せて、またそれまではふえた分に合せて、二年なり三年後に、収容を必要とする人が完全に全部収容できるという体制をぜひつくつていただきたい。それには金を用意するだけではないに、申請をしなればできないというのなら、国立で全部つくつてもいいです。そういうふうに見通されるなら、全部国立でできる。しかし、申請者でできる、公立、私立でできるというお考えを持つておられれば、それが有効であるとお考えでございまして、少なうとも府県に

は、人口比率で精神薄弱児の数は大体わかる。大きな数ですから大体間違いない。少なくとも二年後あるいは三年後までにこれだけの人員を収容できるものをつくらなければならぬ、それ以上つくつてもかまわぬ、かまわぬけれども、民間のほうでできている分、それ以上できていればそれでいいけれども、少なくとも府県でそれ以上のものを、二年後か三年後に絶対つくらなければならぬといふような法律

規定をぜひやつていただきたい。それについての厚生大臣のお考え、御決意を伺つておきたいと思ひます。

○小林国務大臣 お答えは簡単でございまして、実行はきつめて困難であります。現在でもわずかに四分の一か五分の一しかないもので、これをたとえはベッド百つくるにも、すぐ五、六千万円要するというような状態でありまして、われわれの努力目標とはいはして

おりますが、なかなかこれは困難な問題であります。ことに人の問題も、若年労働力はこの方面においても非常に困難である。ことし国立の秩父学園で募集いたしました、やはり定員になかなか満たない。いろいろな共通な問題がありますので、私どもはお話のようになしたいと思つて、またそういうふうにいたしたいと言ふことは簡単なお答えであります。が、実行はきつめて困難である。これはあらゆる面においてわれわれも努力をしなければならぬ。お話のように金は簡単だと言ふけれども、金もなかなかたいへんです。ことしわずか二百ベッドつくるとも、どうしてもやはり一億円ぐらいくかる。そういう問題もあります。しかし、これは国会方面の御協力も得まして、ぜひ実現に向かつて進まなければならぬ、こゝろ思つております。

○八木(一)委員 厚生大臣は、そういう御答弁はなさらないで、前向きにやつていただきたいと思ひます。大蔵大臣は無理解にそういうことを言うこともあらうと思ひますが、非常に正直な厚生大臣だからさうおつしやるけれども、厚生大臣が一番の責任者であつて、厚生大臣が断じてやるのだといふ考え方で引つぱつていかなければ、問

題はとまっています。ですから、そういうことをブレーキをかける者があれば、それはけしからぬのだ、厚生省は断じてやり抜くんだというふうにせひやっていたらいいと思います。そういう点で、たとえば国で全部やるということ、それが検討してどうしてもできなかったら国で半分やる、あとの問題については、地方公共団体も住民のためにやらなければならない任務が十分あるわけですから、それに責任を負わせて、全国的にそういうものが、あらゆる責任を持って施設を完全にして、そういうようにやるというふうな前向きな決心をせひ伺いたい。国民の中に、統計によれば三％あるとか、統計によれば一％であるとか、いろいろありますけれども、とにかく出生のときの不幸な原因で、人間として、国民として生まれていながら、いろいろな点で人権が實際上制約をされている。実際に人間らしく働けないという人に対しての金ですから、予算上ほかのところからくすくすするか、どこか大企業がどうだとか、へったくれだとかいうことは違ふわけです。そんなものは待たしても、ほんとうにそういう人たちが、人間としても気持ちよく生きていけるような金は最優先でなければならぬと思うのです。道路がどうだ、あるいは農業がどうだ、あるいは中小企業はどうか、おのおの大切でありますけれども、それ以前に、精神薄弱者がもしいろいろなことを理解する力があつたとするならば、ほかのことはどうでもこのからだがなおつたならば、能力が普通になつたらばと思ふし、その家族にしてみたら、ほかのことが、たとえば学校がちょっとき

れいになるよりも、それよりも先にこの子が普通の状態になつたらというこを思っているわけであります。そういうような人たちは、統計によれば国民の三％、統計によれば一％ある。その一％、三％の人たちを総予算と比較してみたら、その人の気の毒な状態を見てみたら、ほかのものと競合してそういうものの予算にブレーキをかけるということはあり得ない。厚生大臣はほんとうに確信を持って、総理大臣や大蔵大臣に当たつてもいい。そういう勢いでせひやっていたらいい。いま申し上げたように、いろいろな従業員の養成、いろいろな人の養成、それから施設のことについても、一兩年のうちに必要な人は完全に施設に入つて治療をして回復をしてもらう等、いろいろな点で人間として自立する道が少いのも多くできるうちに、全力をあげて邁進されるという御決意をひとつ伺つておきたいと思ふ。せひ前向きの御答弁をお願いしたい。

○小林国務大臣 答えとしては、全力をあげてやる、こういうことをお答え申し上げておきます。ただ、八木委員もほんとうの重度の精神薄弱者あるいは精神弱児をどうにかしたかと思ふますが、従業員としても、きのう伊藤委員はよくおやりになつていて、このことをおっしゃいましたが、とにかくこのことは、本人のためにやるのか、だれのためにやるのか、こういうふうな疑問を抱いている人もある。何も反応がない、うれしくもなければ喜ばしくもない、そういう方々をただ相手にしている人の感じというものは、私どもはいろいろお察しがつく。要するに、ありがたいとかよかつたとか、そ

ういふ感情はありません。したがって、そういう者を扱うという言葉でいいのじゃないかと思ふますが、扱う人を得ることはなかなか困難な問題です。たとえば身体障害者とか、あるいはその他の知能のある方は、何をしてもらつても、ありがたい、よかつた、こういうふうな喜怒哀楽がありませんが、ほんとうの重度の方にはそういうものがなくて、扱う人がいかに張り合ひ合いが悪い。私はこれは張り合ひの悪いことではないと思ふ。何をやってあげても反応がない、こういうのがいまでもほんとうの重度の障害者でありまして、したがって、そういう従業員というものは、よほどの方でなければだれでもいいというわけにはいきません。こういうことで、私どもは、人を得たいということに非常に考へていろいろ募集に苦心もしておりますが、なかなかこれは普通の人ではできません。いま言われたことも、やはり宗教団体等を非常にたよりにすると申しますが、そういう状態でありまして、私は金の問題も申し上げましたが、とにかく人の問題が一番大きな隘路になりはせぬかと思つております。それは要するに、対象者がそういう人たちであるということが、感情を持たないというところが非常に大きなハンディキャップになります。私もいま、これらの施設をいろいろ視察した際に、一体われわれは何のためにこれをやるのかというふうな疑問を抱いております。結局私の得た結論は、これは家族を解放するのだ、家族に社会に復帰してもらうのだというふうなことを考へて、そうしてこの問題に対して張り合ひを持ってまたやらなければならぬという

ふうな結論になりました。本人のためにはやるといふふうなことでは、なかなか――いまの反応のない人たちの相手にした従業員の気持ちも察すれば、そういうことも私どもは考えなければならぬと思ふのでありまして、私は、これはやりやすというお答えはいたしますが、ことに人の問題で非常な隘路があるのだということは、あらかじめひとつ御了察願つておきたいと思ひます。

○八木(一)委員 最初に全力をあげてやると言われた、そういう御答弁はけっこうであります。せひひとつやつてもらいたい。あとにおっしゃつたところの、本人に反応がないのでありまして、具体的に家族のためだとおっしゃつたこともわからないではないのでありますが、やはり私は、本人のため、または家族のためというところにならうと思ひます。それは大臣もそういう意味でおっしゃつたのだらうと思ふのでありますが、そういう本人のため、ひいては家族のためという概念でやつていただきたいと思います。それから、そういう気持ちに非常に熱心な方ではないとよくいふ仕事であるといふことはわかつておりますが、そういう方々が、ほかの要件あるいは経済的ないろいろな要件によつて御苦労が増すようなことがないようにな、経済的な待遇だとか、その人の住居だとか、そういう問題について万全を期して、それを一生懸命やれば、そういう人々に後顧の憂いなしにそういうとうとい難儀な仕事をやっていただけて、その面のことも含めて先ほど申し上げましたので、そういう点についてがんばつていただきたいと思います。

○本島委員 関連して。ただいま八木先生が申されたように、重度心身障害者の問題については、地獄の若しみと普通に通言いたしますけれども、それ以上だといふことになるわけですね。そこでお尋ねしたいのは、民間に対する補助はあまりなかったとおっしゃるのですが、現に、私どもの知人の中には民間でやつていらつしやるのです。ただし、職員の問題では、御承知のとおり適格な職員というものはほとんど得られない。そこで、そうした子供を持つた親たちが協力し合つてつくとおるわけですね。それに対してでも、全国から子供も背負つて、とにかくここに置いてもらわなければならぬこともできないと言つて子供を置いていく人があるという状態です。いままでは政府のほうから少しも援助がなくて、民間の協力でぼつりぼつりつくとつてきたわけですね。こういう点については今後どういう民間に対する援助をしていただけるのか、金額の基準もあるでしょうが、そのあらましを聞かせていただきたいと思います。

○黒木政府委員 この事業の特殊性は、先ほど大臣も申されましたように、官僚的な仕組みではなかなか困難な面もありますので、民間団体に期待するところが非常に大きいのであります。しかし、民間団体の場合にも、個人立の場合には憲法なり地方自治法に基づいて国から公金が出せないものですから、どうしても福祉法人になつてもらわなければならぬ。もう一つは、継続性、安定性がなければ個人や民間の場合はいつてもやめられるわけでありまして、せつかく入りました子供や親のことを考えますとどうも困る。そこ

で、継続性なり安定性のある社会福祉法人に限りまして、従来補助金を出すというような方針であります。ところが現在の社会福祉事業法では、社会福祉法人が新しく事業を始める場合には補助金が出せない、増改築の場合に限って公金が出るのだというような法律の規定がございます。これはむしろこちらのほうを改正すべきかと思ひますが、いろいろないきさつから、従来社会福祉法人に対しても公金は出してはならぬという厳重な解釈からだんだんこんなふうになりましてまいっておりますのでありますから、急に新築の場合にも出すということになりますと学校の場合にもこれは波及いたしますし、いろいろな問題がございまして、やむを得ざる段階に現在なっております。しかし、たゞまはそういうことですけれども、ある程度民間で苦勞しなからいなり、継続性がありそうだとする判断をいたしますと、政府が積極的に建設の設備費、運営費等について金を出す道は開かれたわけでありまして、先ほど申しました二十五億円の設備費の補助金につきましても、精進施設に対しては優先的に、公私を問わず補助金を出したいというところで今後運営してまいりたいと思ひます。

○本島委員 いまお答えになったところがたいへんなところにかかっている、いままでこういう人々を預かる施設が民間ではおくれってきたわけですね。やりたいという人はたくさんあったわけですが、それができなかった。ようやくしてつくつてみたところ、どこからも援助がない。個人の慈善事業みに、個人の寄付を仰いで

でかろうじてたどりついてきておる。こういうのが中央にも見受けられるわけですが、ただ預かり置くというように程度では、まだどうしようもないことだと思ひますが、それにしても親の立場からすれば、この子あるために自分たちも地獄の苦しみで、生活も低所得に転落せざるを得ない、その子にかかりきりでございまして、そういうことになって、医学的にどういうことになるか私もわかりませんが、その寿命はあまり長くないといわれておるのです。二重、三重の苦しみにあえておる子供たちは、寿命は短いと言つておる。ですから親の身にすれば、この短い寿命の間に、せめても何かこの子供に希望と光をという願いを込めてやつておるわけですが、そうして施設がないために、民間の規格に合わない施設でも預かることがあれば預けるといふようなところになつておるわけですから、これはひとつ十分の御調査をいたして、法人がどうかこうとかいふことを抜きにしてでも積極的補助の手を差し伸べてもらつて、とりあえず預かる場所ができたならば、適当な資格のある方々を指導に差し向けるというふうな形でも考えてもらわなければならぬのではないかと。統計によつてもさうよく入院させるべき者は三万幾らと出ておりますが、はたしてそれだけの施設がこの三年間にできるかといふのは困難なことですから、そういう意味では大層な法律的な解釈を別途考へていただいて、とにかくその施設をふやすというところ、同時に適正な指導者を差し向けて指導しながらでもやらせる、こういうふうに幅を広げて考えてもらうことができるかできない

か。この法律が通過された場合に当然起こってくる問題ですから、この点もお聞きしたいと思ひます。

○黒木政府委員 実は従来、各国とも次のような弊害があったわけでありまして、一種の預かり業と申しまして、親からすれば捨て子みたいなことになつておるというふうなことで弊害がわが国にもあつたわけでありまして、これは各国共通であります。そこで、やはりこういうような事業は公立でやるなり、あるいは継続性のある安定した民間団体によらせなくては、かえつて弊害があるというところで今日おるわけですが、それからもう一つ、実は法律技術的にいまだでこういう欠陥があつたのであります。それは、従来収容分類と申しまして、精進施設は精進児だけの施設、不自由児は不自由児だけの施設、それ以外の施設がございまして、精進児と不自由児の施設はどつちの施設もめんどろを見てくれないうようなこととで、またこの両方の症状の子供を預かる施設を法律的には認めることができないというふうなことで、今日までこういうような両方の症状の子供を預かる場合の法律的地位が不安定であつたわけでありまして。しかし、先ほど申しましたように、精神病院なりその他安定性、継続性のあるところならどこに預けてもいいではないかというふうなこと、またその必要があるのではないかと、もう一つは、この収容分類をある程度打破いたしまして、こういう二重障害の場合には、既存のいろいろな施設で特別の加算をいたしまして収容ができるような法的措置なり予算措置を講ずるということを実施は昨年ころからやり始めて、たとえば島田療育園にしましても、成り立ち個人経営の法人の経営になり、国からも補助金を出すというところになつたのであります。最近では東京都内の問題で秋津療育園というのがあるんですが、これもよく継続性、安定性が認められまして、東京都が補助金を出すようになりまして、それから補助金を出すようになったのであります。したがって、今後、民間の団体で個人でやつておる場合には法人にそれを組織がえして、地元の自治体が補助金を出すようになりまして、国も補助金を出す、法律的にもそれを正式に認めるというふうなルールはつくつたわけでありまして、今後はそういう方法によつて施設の整備に努力してまいりたいと思ひます。

○本島委員 要望しておきますが、とにかくそういうお子さんを持つた家庭では、どこか預かつておくところはなにか——さき前段でおつしやつたように、捨て子みたいなことになつた場合もあるというところですが、そのとおりだと思ひます。とにかくこの子さえてどこか預かつてくれれば、自分たちは生計もある程度立てていけるのにと、そういうのが低所得層にかなりあるわけ、そういう人たちがほんとうに困つておる。施設と言われないまでも、個人的に預かつておられる場所がかなりあります。いままでおつたと思うので、そういう点をお調べいただいて、収容が全部可能とならないまでも、暫定的にでも何らかあたたかい手を差し伸べてもらつて、もう少し安定性を持たせてもらいたい、こういう要望がおかあさん

たちから起こつたものですから、それを要望したいと思つて関連質問をさせていただいたわけですが、万全を期してやつていただきたいと思ひます。

○小宮山委員 関連して。いま本島先生、八木先生のお話を聞いておりました、私も、つい最近局長からお世話になりましたが、精神薄弱児の病院へ入らせていただいたのですが、その母親を見ておると、非常に子供に会いたいという気持ちが切実で、私のところにも泣いて電話をかけてきておりました。私の選挙区の所沢に秩父学園という国立の病院がございまして、この患者の父兄あるいは篤志家によつてつくられました親を泊めるところがございまして。そこで、これは篤志家の方々の力ででき上つたのであります。いろいろな方々の話を聞いてみますと、特におかあさん方は、小さいお子さんを何としても自分が抱いて寝たい、日本全国から見えておられますが、自分で世話をしたというところで、そういう熱意のある方々のお力ででき上つたのでございまして、非常に困つておるというところでありまして。これは御質問というよりも、大臣、局長がいらっしゃいますので、何とか少額でもよろしいから運営資金を政府のほうでめんどうを見てやつてくれないうものか。そういう方々の実情を見ておられますと、何とかいろいろ運動をしておりますけれども、家はできたけれども運営がなかなか困難だということで、何とか方法を講じていただけないかということでありまして。

○小林国務大臣 私は最近あの家も見

てきました。非常にいい考えたと思
います。ことに、先ほど私が申し上げま
したように、重度のものはもう子供自
体にも反応がないし、親もだんだん離
れてしまう。したがってこの子供にだ
れが関心を持っておるか、親からもお
礼を言われ、ありがたがられれば、こ
れもまたけっこうなことでありまし
て、世話をしておる人は多少張り合
いがありますが、親もいつの間にか離
れてしまう、子供は反応がない、こう
いう状態では、やる人はきわめて気の毒
だと私は思う。そういうことで、秩父
学園のように親が来てとにかく会って
やろう、こういうことはいい。ことに
働く従業員としても、こんなに張り合
いのあることはない。とにかく従業員
自体が非常に感謝をされておるとい
うことで、だんだん親が離れつつあるの
に、あそこでは、とにかくあそこへ
行って子供に会ってやろう、ああい
う考え方は非常にけっこうだとい
うことで、せっかくできたものでありま
すから、私どもは、あれができて、そし
てできるだけ秩父学園でも、あなた方親
を呼び寄せるようにしなさい、そして
もっと子供に会わせてもらいたい、親
はだんだん離れていきますが、施設の
ほうから親を刺激していかなければな
らぬ、そういうような状態でございま
すから、こういうものがあつて、そし
て親が来て会いやすくなる、また一日
でも一緒に暮らせる、こういうことは
考えとして非常にいいと私は思うの
で、あれをむしろ奨励もしたい。した
がってまだ結論は出ておりませんが、
あの運営費等をぜひ心配してやりた
い、こういうふうを考えております。

○小宮山委員 ぜひやっていたきた

いと思います。

○田口委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は来たる六月二日、火曜日、
午前十時より理事会、午前十時三十分
より委員会を開会することとし、これ
にて散会いたします。

午後一時二十四分散会

昭和三十九年六月四日印刷

昭和三十九年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局